

フランスにおける仮差押え（四・完）

堤 龍 弥

- 一 はじめに
- 二 改正の経緯（付録—改正法「一九九一年法・一九九一年デクレ」の抄訳）（二四巻一号）
- 三 旧法下での取扱いの概要（二四巻二号）
- 四 フランス新仮差押え手続の概要
- （一） 沿革
- （二） すべての保全措置に共通な規定
- （三） 保全差押え（二五巻四号）
- （四） 裁判上の担保
- 五 おわりに

（四） 裁判上の担保—特別規定（新法七七条～七九条、デクレ二五〇条～二六五条⁽¹²⁾）
裁判上の担保は、法律が定める要件のもとに、裁判官が一定の財産上に命じることのできる、保全差押えとは

別の、特別の保全措置である。⁽¹³⁾これは、債務者の財産に物権を設定するものであり、人的担保のように他人の債務負担をもたらすものではないがゆえに、物的担保のグループに属する。しかし、これは特別な性質を持つ物的担保である。まず、これは、原則として裁判官の裁判により設定される点で、法定または約定の、いかなる司法の介入も含まない通常の物的担保とは異なる。次に、これは、何よりも仮の（暫定的な）ものであり、伝統的な物的担保にない二重の公示制度に基づいている点で異色である。

「裁判上の担保 (sûreté judiciaire)」という用語が、新法（七四条～七六条）の新案であるとしても、その意味は、それほど真新しいものではない。何故なら、もともと重要な、それらのうちの二つ（裁判上の保全抵当権と営業財産に対する保全質権）は、それらが普通法上の保全差押えと並んで現れた旧法（一九五五年一月一二日法律）以来、存在していたからである。⁽¹⁴⁾従って、「保全措置 (mesure conservatoire)」というより広義の概念のもとに再編成をし、それらを保全差押えとともに一連の共通規定に服させる」とにより、これらの制度に新たな広がり（重要性）と明確性を与えるのが、この度の改正の役割であったといえよう。それゆえ、以下では、とくに、この度の新法およびデクレにより明らかにされた諸点に留意しながら、順次、新法七七条およびデクレ二五〇条に列挙されている四つの裁判上の担保を検討していくことにしよう。すなわち、裁判上の保全抵当権（1）、営業財産に対する保全質権（2）、会社持分権に対する保全質権（3）および有価証券に対する保全質権（4）がそれである。⁽¹⁵⁾

（1） 裁判上の保全抵当権

周知のように、フランスにおいては不動産に対する保全差押えなるものは存在しないが、この間隙を埋めるために、旧法は、一定の要件のもとに（すなわち、その債権が大筋において理由があると思われ、かつ緊急の場合）、

管轄裁判官の許可に基づいて、終局登記によつて取つて代わられることを予定して、その債務者の不動産上に仮の抵当権を設定することを債権者に認める、裁判上の保全抵当権を規定していたことは既に前章で述べたとおりである（旧法五四条）。

この制度は、一九九一年から一九九二年の改正により、「裁判上の担保（Les sûretés judiciaires）」へと一般的な見出し�のもとに継承され、今後は、既に検討してきたよくなすべての保全措置に共通の規定に服する」となる。それゆえ、以下では、専ら保全執行面を中心に、その手続を簡単にみてゆくことにしよう。

(1) まず、裁判上の保全抵当権の仮登記は、裁判官の許可（書）または保全名義^[16]の提示とともに（デクレ二五〇条）、以下の必要的記載事項を含んだ申請書一通の抵当権保存所への寄託により行なわれる（デクレ二五一条一項）。

一号 民法二一四八条三項（一号および二号）の規定に従つた、債権者の表示、住所の選定および債務者の表示。

二号 登記が申請される基礎となる許可（書）または名義の表示。

三号 債権の元本およびその付帯金^[17]の表示。

四号 土地公示の改正に関する一九五五年一月四日デクレ一二号七条一項および三項に従つた、登記が申請される不動産の表示。

右申請書の寄託に際しては、民法二一四八条四項～七項が準用されている（デクレ二五一条二項）。すなわち、右四項～七項に規定されている諸要件を充たさない申請書の寄託は、拒絶されまたは却下される。なお、新法六八条に列挙されている保全名義に基づく場合には、この仮の公示の実現のためのいかなる期間も規定されていな

いことに注意すべきである。⁽¹¹⁸⁾

次に、失効の制裁のもとに、債務者は、登記申請書の寄託後、遅くとも八日以内に彼に送達される執行吏証書により（新民訴法六四八条以下参照）、この登記を通知されなければならない（デクレニ五五条一項⁽¹¹⁹⁾）。

この証書には、無効の制裁のもとに、次の事項が含まれる（同条二項）。

一号 担保が設定された基礎となつた裁判官の命令（書）または名義の写し。しかしながら、それが、公証債務または国家、地方公共団体もしくはそれらの公施設の債権に関するものであるときは、その名義の日付、種類および債務額のみの記載で足りる。

二号 債務者が、デクレニ一七条の定めるところに従つて、その担保の取消しを申し立てる」とのできる旨の、⁽¹²⁰⁾よ／＼目立つ文字による記載。

三号 デクレニ一〇条から二一九条（すべての保全措置に共通の規定）および二五六条の転載。

ところで、仮の公示は、三年間、担保としての効力を保持するものとされている。さらに、それは、同じ方式で、同じ期間、更新されることができる（デクレニ五七条⁽¹²¹⁾）。この保全抵当権は、公示方法の実施日から、第三者に対抗しうるものとなる（法七八条一項⁽¹²²⁾）。また、保全担保を設定された財産の価格が明らかに被担保債権額を越えるときは、債務者は、被担保財産の価格が被担保債権額の二倍であることを証明して、保全担保の効力を裁判官により限定してもうつ」とができる」とになっている（デクレニ五九条）。

なお、仮登記が破産手続期間（période suspecte）中になされた場合は、保全抵当権は、その公示方法が支払停止日前に実施された限度においてのみ、有効に設定されうことになろう（新法九三条により改正された「企業の更生および清算に関する」一九八五年一月二十五日法律九八号一〇七条七号⁽¹²³⁾）。それゆえ、更生（redresse-

ment judiciaire) 判決が存在する場合には、保全抵当権はもはや設定されえない。

(2) 新法七九条一項により、裁判上の保全抵当権が設定された財産も、ひきつづき譲渡ないしは処分が可能である。旧法に続く初期のころは、前章でも述べたように（三）（四）参照）、民法二〇九二条の三第三項（新法九四条により廃止）の文言ゆえに、保全的に抵当に付された不動産は処分不可能であると解されていただけに、これは極めて重要な改正である。もともと、既に一九八三年一月一日付の破産院民事第三部判決は、仮登記は担保に入れられた財産の処分不可能性（indisponibilité）をもたらすものではないと判断示していた。しかし、このような解決は、明白かつ明示的な法文を無視するものであるがゆえに、一部の学説によつて批判されていた。⁽¹⁴⁾ それゆえ、新法七九条一項の新規定は、この点に関するすべてのあいまいさに決着をつけるものであり、それは、あたかも差押さえが既になされたかのように不動産を処分不可能とするような必要はなく、抵当権に関する諸規定（追及権と涤除手続および優先権）で債権者の保護に十分であるがゆえに（デクレニ五八条）、この度の改正法の理念の一つである関係者の利害を適切に調整するものとして、満足のゆく解決策と評価されている。⁽¹⁵⁾

(3) 債権者がその抵当権を仮登記したときは、そして未だ執行名義を持つていらない場合には、彼は、保全措置に共通の一般規定に従つて、その債権の正当性を認める判決等を取得するためには、仮登記に続く一ヶ月内に本案の管轄裁判所に付託しなければならない（新法七〇条 デクレニ五条⁽¹⁶⁾）。

この判決が本案の申立てを排斥する場合は、同時に仮登記の抹消を命じる。判決中にこの裁判がない場合は、その抹消は、その登記を許可した裁判官によつて、レフエレの方法で命じられる（デクレニ六五条二項）。

これに対して、判決が本案の申立てを認容する場合は、かくして執行名義を取得した債権者は、仮登記に代わりそれにより保全されていた金額の限度内で、仮登記の日に順位を保持する終局登記を取得することができる

(デクレ二六〇条)⁽¹³⁰⁾。

仮の抵当権を登記した債権者が、既に執行名義の名義人であるときは、⁽¹³¹⁾ 本案請求をする必要がないのは明らかであるが、債務者に仮登記の取消し（またはその効果の限定）申立権を保障する意味から、仮登記を債務者に通知する執行吏証書の送達後一ヶ月内は、終局登記を得ることができないことになっている（デクレ二五六条）。

(4) 終局的公示は、民法二一四八条に従つて（デクレ二六一条）、すなわち先取権および抵当権の登記に関する一般規定により行なわれる。

終局登記は、債権者が本案訴訟等を提起すべき義務を負つていたか、または既に執行名義の名義人であつたかにより、その起算点⁽¹³²⁾を異にする一ヶ月の期間内に、抵当権の効力を保持するためになされなければならない（デクレ二六三条一項）。

第一の場合には、この二ヶ月の期間は、債権者の権利を公証する名義が確定力（force de chose jugée）を生じた日（すなわち、判決の場合であれば、たとえば不服申立期間満了の日〔新民訴法五〇〇条〕）から進行する。

第二の場合には、それは、デクレ二五六条に規定されている一ヶ月の期間満了の日（または、その期間内に取消しの申立てが提起された場合には、それを排斥する裁判の日）から進行する。しかしながら、もしその名義が仮の執行力のみを有する場合には、その期間は第一の場合と同様に進行する。

なお、債権者は、右に規定された要件が具備されていることを文書により証明しなければならない（同条二項）。いずれの場合においても、法定期間内に取得された終局登記は、溯及的に裁判上の抵当権の仮登記に代替し、その結果、この仮登記の日に取得されたものとみなされるが（デクレ二六〇条）、もし、この二ヶ月の期間満了時に、仮の公示が終局的な公示によつて追認されなかつた場合には、この仮公示は失効し、債権者の負担で、その

抹消が執行裁判官に申し立てられることにならう（デクレ二六五条）。

（2） 営業財産に対する保全質権

裁判上の保全抵当権と同様、営業財産に対する保全質権も、旧法により創設され、その五三条に導入された保全措置である。しかし、これは、抵当権に接木されたのではなくて、一九〇九年三月一七日法律⁽¹³⁾に服する営業財産に対する質権に接木されたものである。新法は「裁判上の担保」という新たな概念にそれを統合し、それに若干の修正を施したうえで、この制度を継承した。債権者はすべて、その債権の種類がどのようなものであれ、この制度を利用することが可能である。債権の商事性は必要でない。

(1) 保全措置として、この質権は、新法（六七条～七三条）およびデクレ（二一〇条～二一九条）から生じるすべての共通要件に服する。それゆえ、既に検討した一般規定が参考されるべきである。

(2) 保全抵当権と同様、この裁判上の担保も、二つの継次する登記の基礎のうえに立っている。すなわち、一方で、質権の設定を命じる管轄裁判官の命令等に基づいてなされる仮のまたは保全的と呼ばれるそれであり、他方で、債権の正当性を認める裁判等の確定後になされる終局的または補完的と呼ばれるそれである。

仮登記は、次のような事項を含む印紙不要の申請書二通の商事裁判所書記課への寄託により行なわれる（デクレ二五二条）。

一号 債権者の表示、その財産所在地の商事裁判所の管轄区域内での債権者の住所の選定および債務者の表示。

二号 登記が申請される基礎となる許可（書）または名義の表示。

三号 債権の元本およびその付帯金の表示。

(3) その他は、裁判上の保全抵当権と同じ規定である。なお、保全質権が設定された営業財産も、引き続き債

務者の占有管理下に置かれ、保全抵当権の場合と同様、譲渡されることも可能である。⁽¹³⁴⁾ しかしながら、終局的公示は、保全抵当権の場合とは異なり、民法二二四八条に従つてではなく、先にみた営業財産の売買および質権に関する一九〇九年三月一七日法律二四条に従つて行なわれる⁽¹³⁵⁾ (デクレ二六一条)。

(3) 会社持分権に対する保全質権

先の二つの制度に対し、ここでは「裁判上の担保」と呼ばれる保全措置の範囲内で、新法七七条によつて想定され、デクレ二五〇条以下によつて規定されるに至つた新たな保全措置が問題となる。⁽¹³⁶⁾

(1) 必要とされる要件も制度の仕組みも、問題にしたばかりの営業財産に対する保全質権に対するのと同様であるが、この保全質権は、会社持分権、すなわち人の会社または有限会社の社員がその出資の代償として取得する権利を担保にするものである。この権利は、会社資本の一部に相当し、社員の特権の基礎となるものである。

(2) しかしながら、二つの公示(仮および終局的)がなされるその方法に関して相違が存在する。ここでは、もはや抵当権保存所や商事裁判所書記課においてとられたような(仮の、ついで終局的な)登記は問題とならず、デクレ二五三条に基づき、次の事項を含む質権証書の当該会社への送達がそれに代わる公示方法となつている(一項)。

一号 債権者の表示および債務者の表示。

二号 担保が申請される基礎となる許可(書)または名義の表示。

三号 債権の元本およびその付帯金の表示。

さらに、登記された民事会社または商事会社が問題となるときは、質権証書は、商業登記簿および会社登記簿に公示されなければならない⁽¹³⁷⁾ (二項)。

この質権は、証書において別段の定めをしているのでない限り、持分権の全体に設定される（三項）。

なお、終局的公示も、仮の公示と同様の方式で行われることになつてゐる（デクレ二六二条一項）。

(3) その他はすべて、裁判上の保全抵当権または営業財産に対する保全質権についてと同様である。なお、この担保を付された会社持分権も、ひきつづき譲渡ないしは処分が可能である。

（4）有価証券に対する保全質権

問題としたばかりの会社持分権に対する保全質権と同様、有価証券に対する保全質権も、新法によつて創設されたものであり、その七七条でその他の裁判上の担保とともに規定され、ついでデクレによりその二五〇条以下で規定されるに至つたものである。これは、（あらゆる形式の）株式および社債など、すべての有価証券がその対象となりうる。

(1) この保全質権は、同じくすべての保全措置について要求される一般的要件およびすべての裁判上の担保に関する（仮のおよび終局的な）二重の公示の仕組みに服するが、その公示方法については、仮の（デクレ二五四条一項）および終局的なそれ（同二六二条一項）ともに、登記ではなくて申述書の送達によるものとされている。この送達は、デクレ一七八条から一八一条に記載された者（発行会社、その会社の代理人またはそのもとで登録がなされた資格ある仲買人）の一人に対する申述である証書による。

一号 債権者の表示および債務者の表示。

二号 担保が申請される基礎となる許可（書）または名義の表示。
三号 債権の元本およびその付帯金の表示。

(2) その他はすべて、既にみたその他の二つの裁判上の担保と同様である。なお、この担保が付された有価証券も、ひきついで譲渡ないしは処分が可能である。これについては、ふくに新法七十九条¹¹³⁾項が、次のように規定している点が注目されるといろである。⁽¹³⁾ すなわち、

「資格を有する仲買人により管理運営されてゐる口座に登録されてゐる有価証券の売却の場合には、その代金は、その場合に売却された有価証券に代位する他の有価証券を取得するために利用される」とがである。

(112) 新法およびその施行デクレの邦訳については、拙稿・神院「四卷」号九〔頁以降〕のほか、山本和彦「試訳・フワノス新民事執行手続法及び適用デクレ（一）～（三）・完」法學五八卷〔号一七〕〔頁一回五号〕〇一〔頁以降〕参照。

なお、本節に追加されぬく参考文献として、

㊂ X.DAVERAT, A propos du délai d'inscription d'une publicité définitive en matière d'hypothèque judiciaire conservatoire, *JCP* 1994, éd. N, I, 2953.

㊃ J.-L.MEUNIER, L'inscription provisoire d'hypothèque après la réforme des procédures d'exécution, *Rép. Défense* 1994, I, 35688, p.81 et s.

(113) もう一つ既に述べたところ、新法六八条に規定された「保全名義」を有する限度では、事前の裁判上の許可が必要とする場合であつて、裁判上の担保と云う表現は必ずしも適切ではないとの指摘もある（H.CROZE, *op.cit.*(4), no 42; P.DELEBEQUE, *op.cit.*(12), p.94; D.BARADERIE, *op.cit.*(15), p.9）。

たゞ、元來、「裁判上の」担保と云う制度は、民法一一一一条に規定される「裁判上の抵当権（Des hypothèques judiciaires）」に由来するのであり、これは判決の当然の効果として生ずるものとされてゐるが、そのたまには長期の訴訟を経なければならず、そこから債権者に生ずる不都合を回避するために新設されたものである」とはほんの少しあは、拙稿・神院「四卷」号一三三頁、J.DELGA, *op.cit.*(29), p.2 参照。

めに付言すれば、当初の新法一八条では、保全措置を追行しうるのは執行吏だけであるとしてその独占を認めていたが、それが立法的過誤によるものであるとして、その後、一九九一年七月二二日法律六四四号一条により、「保全措置」という言葉を「保全差押え」に代えたりとよって、結局、「裁判上の担保」手続については、執行吏独占が限定されるに至つた」とについては、既に、拙稿・神院「四巻一号九」[頁注(10)で指摘したといふのである。]の結果、弁護士も保全仮登記の申請資格を回復するに至つた (P. DELEBECQUE, *Droit des sûretés*, *JCP* 1992, éd. G, I, 3623, p. 492, no 18)。

(114) 裁判上の保全抵当は、既に一九五七年一月六日法律により補正された旧法五四条によつて規定され、また、営業財産に対する保全質の方は、同五二条により規定せれていた。いれにば、当時は「裁判上の担保」とこゝの名称ではなく、(差押えの)封印の貼付または係争物保管人への寄託のよつてな《petites mesures conservatoires》に対し、《grandes mesures conservatoires》の名称で呼ばれていた。

(115) ハ)の裁判上の担保の対象となる財産のリストは限定的なものとされ、たとえば特許権や商標権のよつて、立法者によつて挙げられていない財産上に裁判上の担保を設定するといはだむなこみのと解せられても (P. DELEBECQUE, *op. cit.* (1), no 67; *op. cit.* (12), p. 93; *Les nouvelles procédures civiles d'exécution*, *op. cit.* (20), p. 19; H. GROZE, *op. cit.* (4), no 41; D. LEGEAIS, *op. cit.* (8), p. 64, note (6); M. BOITTELLE-COUSSAU et D. TALON, *op. cit.* (13), p. 27; M. DONNIER, *op. cit.* (27), p. 136, no 369)。

(116) ハ)を受けられた為替手形および約束手形の支払いかない場合は、執行吏により作成される支払拒絶証書 (*protêt faute de paiement*)、小切手についてこゑば、同じく執行吏により作成される不払証明書 (*certificat de non-paiement*)、として不動産賃借料の不払ひについては、執行吏により債務者に渡される差押え前支払催告書の送達書 (*signification d'un commandement*) や (債務履行の) 催告書の送付書 (*envoi d'une mise en demeure ou d'une sommation*) (債務者が、執行吏の面前で、不払ひの事實を自認し、その旨が記された執行吏証書の欄にサイン)。

なければ、たゞへは確定した支払命令などのよつたな裁判書が必要となるべくなどがそれに当たるものと解れてくれる (C. GIVERDON, *op. cit.*(24), pp.8, 9, 11 et 22, nos 27, 28, 43 et 108)。まことに、このうち小切手については、もしこのもつた例しか考へられないとすれば、それはまさに債務名義の一つであり (新法三條五号、六八条一文; M. DONNIER, *op. cit.*(27), p.109, note (49))、わざわざ新法六八条一文において別に規定する意味がないように思われる。それゆえ、拙稿・神院[1]五卷四号一六五頁注(82)では、あえてそれ以外の可能性 (必ずしも公署証書形式 (forme authentique) をこなす、たゞへば、わが国での支払人または手形交換所の宣誓 [小川九〇〇三] など) を前提とする記述を試みた (一九九二年一月一〇日通達—BOI 10 D-2-93, 23 février 1993, "Les incidences, au regard de la publicité foncière, du nouveau régime de l'hypothèque judiciaire conservatoire", *JCP* 1993, éd. N, prat.2567, p.131 も基本的には同旨か。ただし、例示されてゐるのは、やはり不払の事実を確認する執行吏証書である)。しかしながら、学説には、仮の公示の前提となる保全名義となりうるは、何らかの意味で公署証書 (acte authentique) でなければならぬとする考え方も存在するようである (C. GIVERDON, *op. cit.*(24), pp.10 et 11, no 38. 土地公示の改正に関する一九五五年一月四日デクレ[1]号四条参照)。

(117) リハモ付帶金 (accessoires) とは、継続中の訴訟費用、取立て・執行費用や損害賠償金などを指すものと思われる (C. GIVERDON, *op. cit.*(24), p.11, no 44)。なお、これに関連して、保全抵当権の仮登記は、担保としての効力を保持するものとされると[1]年間 (デクレ[1]五七条) の利息分については、旧法五四条下におけると同様、民法[1]五一一条の明示的な準用がなじがゆゑに、その効力は及ばないと解されてゐる (C. GIVERDON, *op. cit.*(24), p.15, no 67)。

(118) リハモに対しても、「裁判官の許可是、命令から二ヶ月の期間内に保全措置が執行 [すなはち、裁判上の担保に関しても、デクレ[1]五一一条～] 五四条に規定されてゐる仮の公示のための方式が充足] やれなかつた場合には、失効効力を保持するものとされると[1]年間 (デクレ[1]五七条) の利息分については、旧法五四条下におけると同様、民法[1]五一一条の明示的な準用がなじがゆゑに、その効力は及ばないと解されてゐる (C. GIVERDON, *op. cit.*(24), p.6, nos 12 et 13)。」これは、

許可の命令を得た債権者がその命令の日から一五日内に仮の登記を申請する必要があるかどうかを巡ってなされてい
た論争（拙稿・神院「四卷」一号一二九頁注（59）参照）に終止符を打つものである。

(119) ハの債務者への、保全仮登記の通知は、一方で、他の抵当権ないし質権の設定を抑制し、他方でとりわけ、保全
担保の取消し（またはその効果の限定）申立権を保障する趣旨で要求されてゐるものである（C.GIVERDON, *op.cit.*

(24), p.13, no 55）。

(120) ハは、次の二号の記載とともに、消費者運動を意識しそれに鼓舞され、不当な保全担保に晒される恐れのあ
る債務者の注意を喚起し、素人に分かりやすい手続を意図したものであり（C.GIVERDON, *op.cit.* (24), p.14, no
59）、とくすれば専門家寄りになりがちなわが国の今後の立法において十分に参考にされ心掛けられるべきものと考
へべ。

(121) ハの法文には、とくに明示がない」とから、ハの更新は何度でも繰り返され、「ると結論せらるを得ない、すなわ
ち、一度には限られないと解されてゐる所であるが（M.DONNIER, *op.cit.* (27), p.138, note (7)），反対説も有
力である（G.TAORMINA, *op.cit.* (16), p.251; M.BOITTELLE-COUSSAU, *op.cit.* (25), p.14）。

(122) なお、ハの改正の結果、既に旧法五四条で規定されてゐた保全登記ハのよもへば効果を認めなくなつた「企
業の更生および清算に関する」一九八五年一二月二七日デクレ一二八八号一四二一条（JCP 1986, III, 58071, p.28）
は、この度の施行デクレ二〇五条により削除されるに至つた。

(123) 一九八五年一月二五日法律九八号の邦訳については、佐藤鉄男＝町村泰貴「一九八五年のフランス倒産法に関する
法文の翻訳（1）～（4）」北法三八卷三号五七八頁～三九卷三号八二〇頁以下参照。なお、日本法学一四号九五
頁以下に、西澤宗英教授による右法律の簡単な紹介がある。

(124) Civ.3^e, 2 nov.1983; *Bull. civ.* III, no 212; *JCP* 85, éd. G, II, 20354, obs. Joly; *RTD civ.* 1984, p.174,
obs. Perrot; *Rép. Défrois* 1984, 54, obs. Théry.

(225) G. MARTY, P. RAYNAUD et P. JESTAZ, *Droit civile*, t. III Les sûretés, la publicité foncière, 2^e éd., no 279, 1987. Sirey. もう少し後、回の破壊院民事第三部 (Civ. 3^e, 19 juill. 1988: *Bull. civ.* III, no 132; *JCP* 88, éd. G, IV, p.349) が、保全仮登記が付された不動産になされた賃貸借は、仮登記債権者に対抗で *inopposabilité* (impôsabilité) を判定するなど、判例理論として、なお不明確を残していただ (い) の問題について詳しく述べ J.DELGA, *op. cit.*(29), p.3 et s. 参照)。

(226) 同様の決意表明が、既に第八二回公証人会議でなされたことになる。なお、(い)の結果、保全抵当権の設定されている財産が売却された場合には、その債権者に帰属すべき代金相当額は、終局登記がなされたまで供託される」といわれ (デクレ|五八条一項)、債権者は、その供託金のうえに担保権類似の権利を有する」とになるものと解されてくる (J.DELGA, *op. cit.*(29), p.6)。そして、その供託金は、債権者が所定の期間内に終局登記がなされたことを證明した場合に、彼に払い渡されない」とになってくる (同条|一項)。ところが、(い)の場合、終局登記に代えて、「供託金の配当担当者への債権者 (の権利を公証する) 名義の送達」を認めたるデクレ|二六四条との関係が議論されてくる。一見、矛盾するかにみえるが、一般には、(い)の規定は、前者 (デクレ|五八条一項) の特則 (例外規定) と理解されてくるようである (J.DELGA, *op. cit.*(29), p.6 et s.; X. DAVERAT, *op. cit.*(35), p.249)。なお、以上のような効果を踏まえ、保全差押と同様、保全抵当権もまた、やはり債務者に対する有効な支払強制手段となり、訴訟を予防する効果があるとの期待されてくる (J.DELGA, *op. cit.*(29), p.8; C. GIVERDON, *op. cit.*(24), p.10, no 36)。

といふで、終局的な公示をその効力要件とはするものの (新法七八条一項、デクレ|二六〇条、二六五条)、旧法以来、わが国でいう仮差押の一種たる保全担保に優先権を付与してくる点で、前節で述べたのと度の債権に対する保全差押の改正 (拙稿・神院|五巻四号一七九頁参照) と並んで、同じく平等主義といわれてきたフランスにおける執行手続の近時の特徴なし変容の一端を伺わせるものとなるよう (山本和彦・ショーリスト|〇四一号六四頁参照)。

(127) 拙稿・神院「五巻四号「五」」頁、C.GIVERDON, *op.cit.*(24), pp.6 et 7, nos 14 à 17 参照。

(128) 従つて、保全仮登記における表示された金額を越えた債権額がある場合、その部分について終局登記をすることが可能であるが、その超過部分については、終局登記の日から担保され、その効力が保全仮登記の日まで遡及するとはな（P. SIMLER et P. DELEBECQUE, *Droit civil; Les sûretés, La publicité foncière*, 2^e éd., n° 381, 1995, Dalloz）。

(129) 新法およびテクノにおける「publicité provisoire」と「publicité définitive」よりも用語しか使用されていないが、抵当権に関する「仮登記」とは「inscription provisoire」と「inscription définitive」と並んである。そして、前者の訳としては「仮（の）登記」や一応問題はないと思われるが、後者のそれは、直訳すれば「終局（の）登記」（法務大臣官房司法法制調査部編『トマス民法典—物権・債権関係』法曹会はいの訳を用いて）であり、我が国の類似の概念に当たる訳せば「本登記」（トマス民事訴訟法典翻訳委員会・前注（2）はこの訳を用いて）に相当するものと思われる。本稿では、正確を期するために、とりあえずは前の方の訳に従つた。

(130) この場合、保全仮登記に代替する終局登記の対象となるのは、民法「一一一」条に規定されてくる通常の「裁判上の抵当権」である（E.BLANC, *op.cit.*(17), p.116）。

なお、判例によれば、仮登記が更生（redressement judiciaire）手続開始判決より前になけれ、かつそれが支払停止後になれたりとを理由に、一九八五年一月一日法律九八号「〇七条七号に規定された無効とならぬ限りで、終局登記は、たゞそれが更生手続開始後になれた場合であつて、右法律五七条には違反しないことなれども（Com.17 nov.1992, *DS* 1993, 2, p.96, note Derrida; *JCP* 1993, IV, p.31, 265; *JCP* 1993, I, 3680, p.249, n° 17）。

(131) なお、法段階においては、執行名義の所持者には保全措置の利用を認めない規定が置かれていたといふこと

は既に触れたが（拙稿・神院）[五巻四号]一六五頁注（80）。詳しく述べ、*JO Sénat CR 16 mai 1990, p. 819* 参照）。*C. GIVERTON, op. cit. (24)*, p. 4, nos 3 et 23 は、少なからぬ裁判上の担保に関するものとし、その削除された法案により採用された立場を維持していた方が、一段階の公示を要求しているその構造に照らして、より論理的であり妥当であつたうえである。

(132) デクレ二六三条により終局登記を行わなければならぬこととされる一ヶ月の期間の起算点の各名義」との詳細については、*C. GIVERTON, op. cit. (24)*, p. 19, no 97 et s. 参照。

(133) いの法文について、*DP 1909. IV. p. 41 et s.* のほか、*J. DEBEAURAIN, op. cit. (19)*, p. 263, note (122) にも掲載されてゐるが、一般には、タロワ社の商法典（たとへば、*Y. CHAPUT (rég.), Code de commerce, 91e éd. 1995-96, p. 740 et s.*）参照。

(134) *E. BLANC, op. cit. (17)*, p. 297.

(135) その具体的な手続については、「商業財産の売買および質権に関する一九〇九年三月一七日および四月一日の法律を施行するための公的機関の規則に関するもの」一九〇九年八月二八日デクレ一条以下参照。

(136) これは、無体の財産権 (droits incorporels) に対する新たな執行差押え（新法五九条および六〇条）の、保全措置の領域への、延長部分であるところである。

(137) その具体的な手続については、「商業登記簿および会社登記簿に関するもの」一九八四年五月二〇日デクレ四〇六号六七条以下および一九八八年二月九日アレテ二九条以下参照。

(138) もうとも、いのよつてな解決は、有価証券の質権に関する一九八三年一月三日法律二三一条が既に質権債権者のための物上代位の場合を規定しているがゆえに、とくに真新しいものではない。

といふで、否決されはしたもの、元老院（上院）における共産党グループにより、いの規定は、株式投機を助長せしめる性質のものであるとして、その削除を求める修正案が上程された *JO Sénat CR 17 mai 1990, p. 885.*

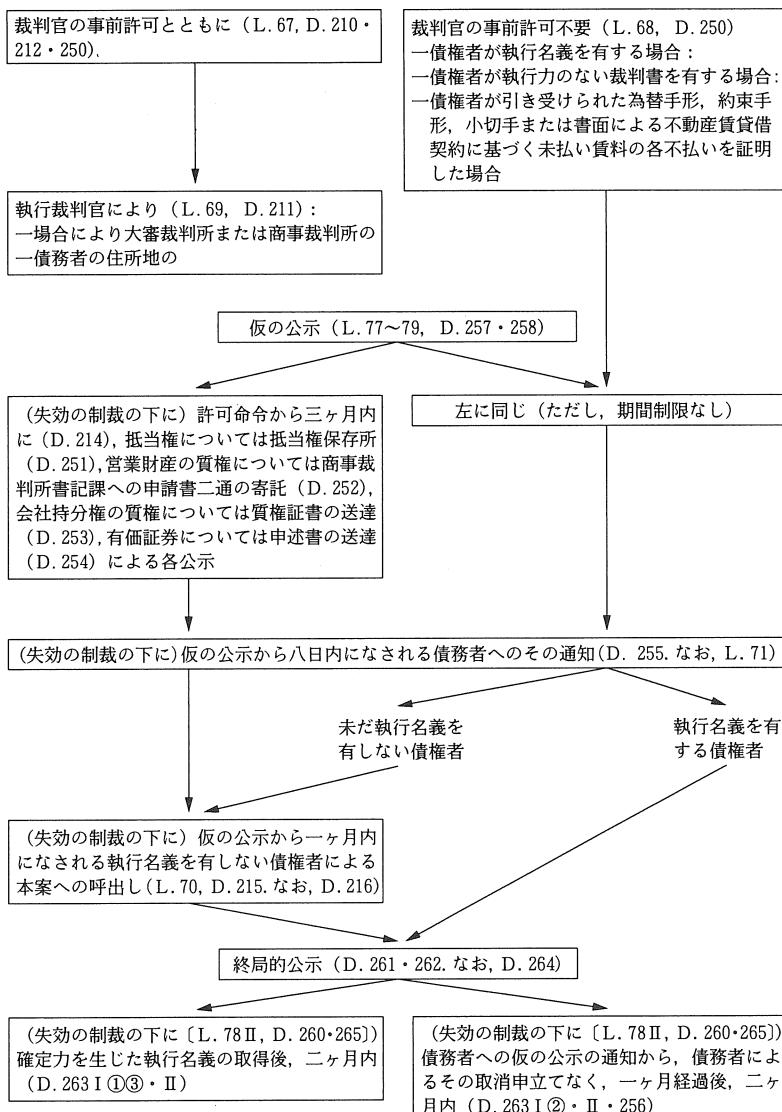
-C. GIVERTON, *op. cit.*(24), pp.4 et 16, nos 1 et 70)°

五 おわりに

はじめにも述べたように、保全差押え以上に、前章で論じた裁判上の担保の基本的な部分については、新法によつてもほとんど変わつていない。なるほど、会社持分権および有価証券に関する規定が旧法に追加されはしたものので、今回の改正は、実質的な変更をもたらす改革というよりは、規定の明確化とその手直しにすぎないともいえよう。ただ、これまで、わが国では、あまり詳しくは論じられてこなかつたフランスにおける仮差押え手続であることを考慮し、そのような観点から、この度の改正を機会に、不十分ながらも沿革を含めたその概要を紹介させていただいた次第である。

ともあれ、既に新法およびそのデクレの公布から四年近く、その施行からでも三年以上が経過しており、改正法の紹介論文としては、やや時機を失した感は否めないところであるが、ここに、現時点で入手しえた限りでの最新情報を基にしたフランス新仮差押え手続の紹介を一応終えることとする。改めて読み返してみると、不備なところばかりが目立つ内容ではあるが、今後フランスにおいて公表されるであろう多くの実務書や体系書その他の論文等を参考に、改めて補訂の機会を持ちたいと考えている。

「裁判上の担保」手続の概略図



*本表の作成については、J.-L. COUDERT, *op. cit.* (28), ANNEXES, p.344 ; C. GIVERDON, *op. cit.* (24), ANNEXES, pp.24 et 25を参照させていただいた。